

本論文では、『常陸国風土記』に歌謡が記載されていることの意味について記事の分析を通して考察する。『常陸国風土記』は散文による本文と韻文による歌謡という二つの表現方法をもち、本論文はそれらの相関を対象にする。

第一章「高浜の『嘯』」では、茨城郡高浜条は土地の者たちを主体とするという従来の説に対し、「嘯」の字義から問題があることを指摘する。「嘯」は時世にとらわれない悠然たる行為として、主体は官人であり超然たる人物を記す。それにかかわって、意改されてきた本文「三夏熱朝」の「朝」は底本に従い「潮」のままで解すべきことを指摘する。潮汐が熱せられる暑い海浜が提示されたうえでの「嘯」は風を招く動作として必然性をもつものである。超俗的な視点に基づいて土地を讃美する方法が採られたと論じる。

風土記の用いる漢字が風土記筆録当時において、どのような用法をもっていると考えられていたかという立場から風土記の本文を検討することは、現存写本に乏しく、対校本がないという風土記の現状において意味をもつものである。

附章「高浜条記載歌謡考」は、前章を承けて茨城郡高浜条記載歌謡について、地の文での高浜の叙述と歌謡とはどのような関係になっているのか、歌の語句分析を通して歌謡を記載する意味について検討を加える。本条記載歌謡の一首目は「もしもあの子に思いを寄せることができるならば、他の人が言い寄ってきてわたしは心を寄せたりしない」と、相手の気を引こうとする求愛の歌であり、高浜歌は土地の者たちが高浜で詠んだ歌と考える。本条地の文での学識を誇るかのようにレトリックを用いた文飾と、土地の者たちが詠む歌をそのままに載せた歌謡というその両者は、高浜の土地に対する風土記筆録当時の理解を説明するためのものである。つまり眼前にある高浜の現実について、述作者による超俗のまなざしで認識し表現することと、また土地に実在する歌によって表現することは、風土記筆録当時においてそのどちらも両立している。

第二章「伝承と歌謡」は、新治郡笠間村条、本文における伝承の「石屋」と歌謡の「石城」との語彙的差異を明らかにした。語彙的差異が認められるにも拘わらず、実態として「石屋」と「石城」とが同じ石窟を指す契機として、油置売命伝承との関わりを見出した。即ち、葦穂山が交通路上にあり、伝承と歌謡記載には地誌としての意図があったことを論じた。本条記載歌謡は、葦穂山に「石屋」が実在することによって、「小泊瀬山の 石城にも」の歌が引き寄せられた結果であった。風土記に記された伝承は、風土記筆録当時において、転変を重ねたものであったであろう。本条は伝承に対し統一を図ろうという意図は見えない。むしろ整合性に関心せず、転変を重ねた伝承の錯雑をもそのままに記している。本条は少ない文章の中にその重層性を残している。これは記事の生成事情の解明、さらに背後に隠れた伝承の「復元」にもつながる問題である。

第三章「筑波と福慈」は、筑波郡筑波岳条における富士と筑波についての伝承の構成を考察する。従来、本条は二山対比による毀誉褒貶の構成と捉えられている。しかし二山をめぐる伝承に述作者の視点がどのように反映しているのか、祖神の発言を導く「詈」と「諱」との語彙選択を通して検討を加える。「詈」は侮蔑的発言であることを示し、不当な主張であるとの判断を含みもつ語と言える。祖神の発言に「詈」が使用されたことで、祖神は福慈神に対して侮蔑的発言をなす理不尽な存在として描写されている。福慈神による祖神の拒否は正しい行為と判断されていたと捉えることができる。また「諱」は過ちを包み隠す意として理解できる。本条で祖神は、筑波神が物忌みを破るという過ちを隠す。これは、正統性に支えられた有徳の理想的な統治が高く評価された結果である。祖神による賞賛は筑波神へ向けられたものである。しかしながら、福慈神も筑波神と同じ正統性を有していることにおいて祖神の賞賛はその両者に波及す

る。祖神のあり方によって福慈神と筑波神はそのどちらも称揚されていたと言える。それは、福慈山および筑波山の双方の性質を特立させた対比を有効にしている。

第四章「歌謡と俗諺」は、前章を承けて筑波郡筑波岳条記載歌謡および俗諺との連関について考察する。従来、本条の場のあり方と記載歌謡、俗諺とは整合しないとされてきた。本条記載歌謡は、相手を得ることができなかった事実を詠む。訪れのない人へのうらみを詠む例は『萬葉集』の宴席歌に見ることができた。本条記載歌謡は、宴席といった歌の虚構性を許容する場の趣向のうえに成立したと捉えることができる。歌に詠まれたうらみや嘆きは見せかけの感情であって、実際は、場の交歓、乃至は親和性を表す。そしてそれは地の文で提示される場の遊興的な性格と整合し、俗諺は「男性からの求婚の贈り物を得なければ、娘とは認められない」と連続する。俗諺は女にとっての厳しさを言ったものではなく、男女の親和性、その交歓を伝えている。つまり本条、筑波山の遊興記事と歌謡および俗諺とは整合性をもって分かち難く結びついている。

本条地の文では、土地の繁栄、言い換えれば場の遊興性の許容について神話的に理解し、そのような場の志向のあり方を記す。同様に本条の歌謡記載は、その場で歌われる歌謡の実在性、乃至はリアリティによって、場の遊興性を表したものである。

第五章「地誌と歌謡—童子女松原—」は、従来、香島郡童子女松原条について歌謡と地名起源とはかかわらないものとされてきた。「二本の松」が「松原」の起源にどのように関係するのか、述作の関心の中心について検討する。童子女松原条、地の文では、まず郎子と嬢子との恋情および出会いを記し、それに続けて歌謡を記す。記載歌謡一首目は「安是の小松に木綿を掛け垂らして、わたしを引き留めようと領巾を振っているのが見える。愛しい阿是の小島、嬢子よ」と郎子によって詠まれる。二首目は「波立ち騒ぐ潮のように人々のどよめく歌垣に立とうと言うけれど、人波にのまれて隠れてしまっているわたしを見てあなたは、まるで飛び跳ねる魚のようにわたしの元に駆け寄ってくる」と嬢子によって詠まれる。歌垣の場において初めて出会った男女がまさに親睦を図ろうとする、場の志向に合致した歌である。これに続く地の文では、郎子と嬢子の親睦が記され、松原への逃避および隠遁は、起源説話を鮮明につなぎとめる。本条の「松原」は松の樹の生い茂った場所であり、そこへの逃避及び隠匿はふさわしいものとして同時代読者から納得を得たと考えられる。そのような読み手が意識されたうえでの述作という性質は地誌である風土記において重要な視点と言える。地名起源に対する理解を歌謡の実在性、リアリティが支える方法を探っている。

風土記は土地の実態を記すことに関心を向け、そこに風土記の主題がある。しかし、このようなあり方は、伝承されていることに対して統一的に考える方向も、反対に整合性に関心せず、転変を重ねた伝承の錯雑をもそのままに記す、という対照的な方向性を同時にもつことになった。風土記歌謡はそのようなあり方のまさに交点に立つ。つまり、風土記歌謡がその場のあり方に強く依拠することにおいて、風土記はその忠実な記録となった可能性である。それゆえ風土記歌謡は本文と整合性をもって分かち難く結びついている。本論文では、『常陸国風土記』における歌謡記載とは、土地で歌われる歌謡の実在性・リアリティによって、風土記筆録当時の現実に対する理解を説明する方法であると結論づける。

(3094字)